

## 跡見学園女子大学大学院 マネジメント研究科修士論文審査基準

(目的)

**第一条** この基準は、跡見学園女子大学学位規程第九条第7項に基づき、跡見学園女子大学大学院マネジメント研究科において修士論文の審査を行う際の基準を定めるものである。

(審査基準)

**第二条** 修士論文は、以下の各号に定める要件を具備したものとす。

- 一 視点、方法又は内容に独創性があること。
- 二 先行研究を正しくふまえていること。
- 三 論述の流れ、論理の展開、主旨が明快であること。
- 四 図表、グラフなどを含む場合、その作成、活用が適切であること。
- 五 資・史料、データの理解及び出典処理が適切であること。

(改廃)

**第三条** この基準の改廃は、マネジメント研究科委員会の議を経て、マネジメント研究科長が行う。

**附 則** この基準は、平成二十九年四月一日より施行する。

- 2 この基準は、平成二十八年度入学生より適用する。

## 授業料等諸納付金未納者の措置

跡見学園女子大学学則（以下「学部学則」という。）第四十一条及び跡見学園女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第三十九条に定める授業料等諸納付金（但し、入学金を除く）の未納により督促を受け、なお納入しないときは、学部学則第二十九条又は大学院学則第二十八条の定めるところにより除籍される。

- (一) 本年度春学期分未納者は、大学評議会の議を経て、本年9月15日付で除籍される。
- (二) 本年度秋学期分未納者は、大学評議会の議を経て、本年度末3月15日付で除籍される。ただし、4年次以上の学生の未納者については、本年度2月末日付で除籍される。

## 留学者の学費等減免措置 (平成13年4月11日制定)

留学規程第八条に基づく在学留学者の学費等の減免は以下のとおりとする。

- ①通年留学の場合は、年額の二分の一を免除
  - ②半期留学の場合は、年額の四分の一を免除
- ただし、学費等のうち、学生会費および一紫会費は全額徴収する。